

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」
（昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知）に係る同日付事務連絡 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後（新）	改正前（旧）
（別紙） 法人税法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願 （略） 記 1 （略） <u>2 訪日外国人患者診療価格</u> <u>健康保険法算定額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること。</u>	（別紙） 法人税法施行規則第 5 条の 2 の規定に基づく財務大臣の承認の基準に該当することの証明願 （略） 記 1 （略） <u>（新設）</u>

3 医療施設に関する基準

1 の医療施設のうち（施設名）は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第 22 条第 1 号及び第 4 号から 9 号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・ 医師法第 11 条第 1 項第 2 号又は歯科医師法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	

（略）

4 （略）

（略）

〔記載上の注意事項〕

(1) （略）

(2) 3については、該当事項に○印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。

2 医療施設に関する基準

1 の医療施設のうち（施設名）は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第 22 条第 1 号及び第 4 号から 9 号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・ 医師法第 11 条第 2 号又は歯科医師法第 11 条第 2 号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	

（略）

3 （略）

（略）

〔記載上の注意事項〕

(1) （略）

(2) 2については、該当事項に○印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。